

種苗事業者の中で、特に、家庭菜園向けの「よつぼし」の苗・鉢植え等を生産・販売する方へ

現状、「よつぼし」では、果実生産用(農業利用)と家庭菜園用と両方の利用が認められていますが、家庭菜園用の種苗流通で、様々な問題が発生しています。そのような不適切な種苗流通と明確に区別できるように、家庭菜園用の苗・鉢物等の生産・販売は、これまで以上に厳格に管理してください。

#### 1. 栄養繁殖(ランナー増殖)の禁止

栄養繁殖(ランナー増殖)は厳しく禁じられています。種子1粒から苗1株以内、セル苗1株からポット苗1株以内、栄養繁殖がないことを厳守してください(ランナー増殖は、農業者が自らの経営内で使用し、育成者権者が示す条件を遵守する場合に限られます)。

#### 2. 品種表示

- ・販売する苗・鉢植え株・プランター植え株等には、必ず、所定のラベルを付けてください。
- ・ラベルの購入は、種苗を購入した種苗店にお問い合わせください。
- ・ラベルは、種苗購入数以下の枚数しか購入できません(栄養繁殖できないため)。
- ・ラベルは、原則、種苗購入の際に一緒にご購入ください。

#### 3. 販売先への周知と指導

- ・苗・鉢植え株・プランター植え株等の販売先に対し、(別紙)「資料③:一般消費者向け説明(よつぼし品種利用ルール)」を配布し、適切な品種利用がなされるよう指導してください。
- ・必ず、末端の購入者まで情報伝達してください。情報が伝達できない流通形態は認められません。

#### 4. 種苗等の海外持ち出し禁止

「よつぼし」は、果実を除く全植物体(種子、苗、株、ランナー、花粉、組織等一切の遺伝資源)の海外への無断持ち出しが禁止されています。自ら持ち出さないだけでなく、持ち出す人に譲渡することできません。

#### 5. 調査への協力

品種育成者権侵害の事例が発生した際には、育成者の指示に従い、必要な調査に協力してください。調査に協力できるよう、種苗の販売先を記録しておいてください。